

参考資料2-1 関連法規・計画等

.....

- 1 景観法（抜粋）
- 2 景観計画に定める本市景観形成の目標
- 3 大阪城景観配慮ゾーン・臨海景観形成地域（ベイエリア）の主な景観形成方針・基準
- 4 配慮すべき主要な景観資源（視対象）
- 5 都市景観資源の概要
- 6 建築基準法の緩和規定 ①第85条の2（景観重要建造物） ②第3条
- 7 相続税財産評価額の控除

（法第19条）景観重要建造物の指定

- 1 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。
- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（略）

（法第22条）現状変更の規制

- 1 景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。
- 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

（法第23条）現状回復命令

景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（法第24条）損失の補填

景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

（法第25条）管理義務等

景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

（法第26条）管理に関する命令・勧告

景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（略）

（法第36条）管理協定の締結等

景観行政団体の長は、景観重要建造物（樹木）の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物（樹木）の所有者と協定を締結して、当該景観重要建造物（樹木）の管理を行うことができる。

必要があると認めるとき（景観法運用指針より）

- ・専門的知見や技能を要する場合
- ・経済的事情等により所有者による適正な管理が難しい場合

都市の風格や活力を高め、まちへの愛着や誇りを育む 大阪らしい景観をつくる

景観の形成は本市の大都市としての風格を高めるとともに、都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出につながるものです。また、市民のまちに対する愛着や誇りを醸成し、豊かな生活環境の形成に資するものでもあります。一方、大阪らしい景観の特徴は「風格・洗練」「水・緑」「歴史・文化」「にぎわい・活気」の4つのテーマから捉えることができます。こうした本市における景観形成の意義と大阪らしい景観の特徴を踏まえ、本市の景観をより魅力的なものにしていくことを景観形成の目標とします。



大阪城景観配慮ゾーン

主な景観形成方針

- ・ ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成
大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
- ・ ランドマークをいかした夜間景観の形成
大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。

主な景観形成基準

外壁	主要な視点場から <u>大阪城天守閣を象徴的に望めるよう</u> 、天守閣との関係を意識したデザインとする。
色彩	<u>大阪城天守閣への眺望範囲に</u> アクセントカラーを用いないうよう努める。
夜間景観	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、 <u>大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める</u> 。

臨海景観形成地域（ベイエリア）

主な景観形成方針

- ・ 大規模土木構造物や建築物からなる港らしい景観の形成
大規模な橋梁や港湾構造物などは、周囲と調和した港らしい大スケールなパノラマ景観を形成する。
- ・ 都市のイメージを高める眺望景観の形成
ランドマークとなる大規模建築物を中心とした魅力あるシルエットの形成などにより、港らしい眺望景観を創出する。
- ・ 都市のイメージを高める夜間景観の形成
ランドマークとなる大規模建築物などの魅力的なライトアップにより、港らしい夜間景観の創出に努める。

主な景観形成基準

外壁	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物や工作物については、魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。
夜間景観	良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。

大阪城 公園周辺

大阪城天守閣を中心とした象徴的な眺め

配慮すべき景観資源
（視対象）の例

大阪城天守閣
大阪城公園
クリスタルタワー
大阪府庁本館



大阪城景観配慮ゾーンにおける主要な視点場

ベイエリア

港らしい大スケールの
パノラマ景観

配慮すべき景観資源
（視対象）の例

夕陽
港大橋
野島園臨港緑地
天保山大橋
夢舞大橋
此花大橋



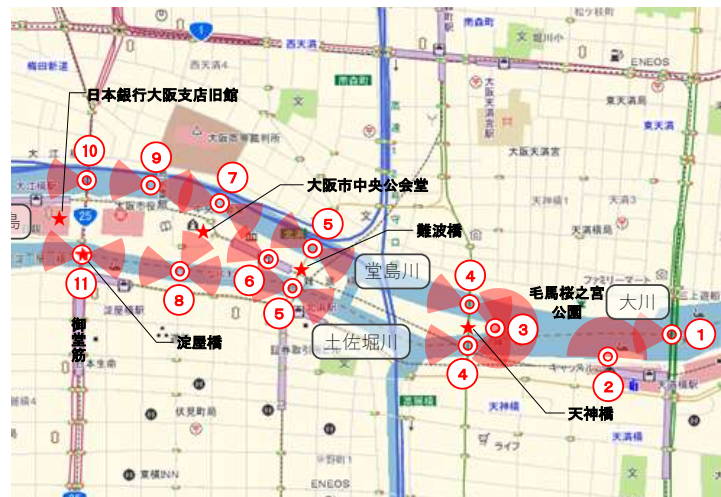
ベイエリアにおける主要な視点場

中之島等

大阪の顔としてふさわしい水辺の眺め

配慮すべき景観資源（視対象）の例

天神橋
難波橋
毛馬桜之宮公園
大阪市中央公会堂
御堂筋
ほたるまち
日本銀行大阪支店旧館
朝日
日本銀行大阪支店旧館
三井住友銀行大阪本店ビル



中之島等における主要な視点場①



中之島等における主要な視点場②